

徳島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和六年六月十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
 - 二 事業の種類 県道志度山川線改築工事（徳島県阿波市阿波町東原地内）
 - 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
- 所在 徳島県阿波市阿波町東原

地番	地目	地 積	
一七六番五	雑種地	土地登記簿上の地積	実測地積
		一、四四。平方メートル	一、四四。・六七平方メートル
		決定した土地の面積	
		四〇。・八七平方メートル	

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
- 所在 徳島県阿波市阿波町東原

地番	地目	地 積	
一七六番五	雑種地	土地登記簿上の地積	実測地積
		一、四四。平方メートル	一、四四。・六七平方メートル
		決定した土地の面積	
		一二・三一平方メートル	
		一・七一平方メートル	
		四・三三平方メートル	

- 五 土地所有者の氏名及び住所
- 熊谷 栄一 徳島県阿波市阿波町乙岩津七八番地
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 根抵当権

株式会社徳島大正銀行 代表取締役 板東 豊彦

徳島県徳島市富田浜一丁目四一番地

賃借権

- 七 阿波市 代表者 阿波市長 町田 寿人
- 徳島県阿波市市場町切幡字古田二。一番地一
- 裁決手続の開始を決定した年月日
- 令和六年五月三十一日